

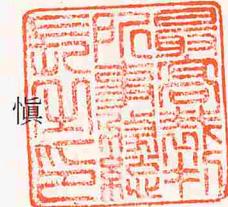
最高裁秘書第1197号

令和3年4月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

令和3年3月22日付け（同月24日受付、第021079号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

祝辞（令和3年3月25日付け令和2年度裁判所職員総合研修所養成課程修了式分）（片面で6枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

祝　　辞

皆さん、本日は誠におめでとうございます。

皆さんは、裁判所職員総合研修所での一年間又は二年間にわたる養成課程を修了されました。特に、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、オンラインでの研修など例年とは異なる環境での研修となりました。多くの不安や困難もあったと思いますが、皆さんが真摯に研修に取り組まれ、本日、無事に修了式を迎えたことに対し、心からお喜びを申し上げます。同時に、厳しい状況の中で、世代を途切れさせることなく、新進気鋭の裁判所書記官及び家庭裁判所調査官を誕生させることができたことは、裁判所にとっても大変喜ばしいことです。この間、所長をはじめとする教官、事務局職員の皆様方は、従来の研修に劣らない効果を上げるために研修内容やツールに創意工夫を重ねられ、皆さんが所属する裁判所でも、研修場所の確保等のサポートに尽力されました。また、限られた期間でも集合研修を実施するに

当たっては、地元和光市や埼玉県のご理解があったことを忘れてはなりません。皆さんと共に、研修を支えていただいたこれらの方々に対し、心から感謝申し上げたいと思います。

さて、昨今の社会経済活動の国際化、少子高齢化・家族の有り様の多様化、生命科学・情報通信技術をはじめとする科学技術の急速な発展に加え、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行などにより、既存の社会秩序や価値観は大きく変容しつつあります。このような状況の下で、裁判所は、多様で、時には複雑な利害や価値観の対立を背景とする紛争に対し、中立な立場で、法と証拠に基づき、適正な手続に従って判断を示すという機能を一層充実させることが求められています。

皆さんは、今後、裁判所書記官あるいは家庭裁判所調査官として、このような裁判所の機能を担うことになりますが、門出に当たり、法的知識を備えた専門職である裁判所書記官や行動科学の知見や技法を備えた専門職で

ある家庭裁判所調査官という官職が設置され、裁判手続に関与することとされている理由を再確認していただきたいと思います。それは、裁判のプロセスで発生する多種多様な法的な事務を適正かつ効率的に遂行し、裁判や手続の適正を確保するためには、法的専門性を備えた官職が事務を分担し、チェック機能を果たすことが不可欠であるからであり、また、家庭裁判所の事件で納得性の高い調停や審判を実現するためには、法的視点だけではなく、行動科学の知見と技法を活用した調査が必要とされる場合が多いからです。

養成課程の研修において、このような専門職に求められる基本的な知識と技法を中心に多くのことを学ばれることだと思いますが、それらは、適正妥当な裁判の実現に寄与して初めて活かされます。そのためには、自らが行う事務が裁判のプロセスのどのような場面で、どのような形で必要とされているのか、それが適正妥当な裁判の実現にどう寄与するのかということを常に考え、裁判を

主宰する裁判官や他の官職との間で認識を共有することが不可欠です。これが裁判官や他の官職との「協働」の根幹だといえますが、このような「協働」においては、それぞれの官職が、その専門性や職分に基づき、主体的に意見を表明することが大前提であり、責任であるともいえます。裁判官や先輩に対する遠慮から、あるいは実務経験が少ないからといって意見の表明を控えたのでは、裁判所書記官や家庭裁判所調査官に求められる役割や責任を果たしたことにはなりません。「協働」が適正妥当な裁判を実現するためのものである以上、裁判官や先輩との関係であっても、場面に応じて、ある種の緊張感を伴うのは当然なのです。

同時に、未熟であっても主体的に意見を表明することは、裁判官や先輩との意見交換等を通じ、皆さんが成長する貴重な機会にもなります。皆さんのが、専門職としてのプライドと責任感、成長への意欲を持って、いきいきと活躍されることを期待しています。

ところで、現在、民事訴訟手続のIT化に関する議論が加速し、各裁判所において、従来の実務の運用改善を含めた具体的な検討や取組が精力的に進められ、また、民事訴訟手続以外の分野におけるIT化についても議論の機運が高まっています。

裁判手続のIT化は、裁判の手続や事務の合理化、効率化という点だけでなく、今回のコロナ禍の経験からは、司法機能の維持や国民のアクセスの確保という点でも重要な意義があると思われます。IT化の下では、従来の手続や事務のやり方を大きく変える必要が生じることも予想されますが、同時に、従来はできなかつたことが可能となるという面もあるはずです。新たなプラクティスの確立に向けて、若い皆さんが、新鮮な視点をもって積極的に取り組んでいかれることを期待しています。

最後になりましたが、いかなる状況においても、健康が何よりも大切です。心身とも健康で充実した生活を保持しつつ、皆さんが、裁判所書記官あるいは家庭裁判所

調査官として新しい時代の裁判所に新たな息吹をもたら
してくれることを期待して、私の祝辞といたします。

令和三年三月二十五日

最高裁判所判事 戸倉三郎